

「福岡都市高速道路 EV 急速充電」社会実験について

1 社会実験実施概要

(1) 目的

パーキングエリアを有さない福岡都市高速道路における、急速充電器の利用動向、利用特性及び利用者の要望を把握する。

(2) 実施主体

福岡都市高速道路EV急速充電社会実験実行委員会
(福岡市、福岡北九州高速道路公社)

(3) 社会実験期間

平成 22 年 10 月 20 日～平成 26 年 10 月 31 日

(4) 充電器について

①設置場所

福岡北九州高速道路公社敷地内（福岡市東区東浜二丁目 7-53）

②利用時間

午前 9 時～午後 5 時（平成 22 年 10 月 20 日～平成 23 年 3 月 1 日）

24 時間（平成 23 年 3 月 2 日～平成 26 年 10 月 31 日）

③利用料金

無料

④対象者

電気自動車使用者

*都市高速道路の使用，市内在住の有無は問わない。

*ETC 利用者で充電前後に都市高速道路を使用する方には，無料で都市高速に乗り継げる乗継券を発行



設置した急速充電器

2 社会実験結果概要

(1) 月平均利用台数

289 台／月（平成 22 年 10 月～平成 26 年 10 月）

(2) 乗継割引利用率

10.1%（平成 22 年 10 月～平成 26 年 10 月，ETC 利用者のみ）

3 社会実験総括

本社会実験は，その目的である「パーキングエリアを有さない福岡都市高速道路において，急速充電器の利用動向，利用特性及び利用者の要望を把握する」ことのほか，電気自動車の普及促進にも一定の役割を果たしたと考えられる。

一方で，都市高速道路利用途中での充電器利用者（乗り継ぎ割引の利用者）は利用者全体の約 1 割に止まり，乗り継ぎによる長距離移動など都市高速道路利用者の利便性向上の効果は限定的なものであったと考えられる。

以上のように，本社会実験は，福岡都市高速道路における利用動向の把握などの目的を達するとともに，当該社会実験期間中に市内の急速充電器（一般開放）が 26 基まで増えるなど，市内の充電ネットワークが充実してきている状況なども踏まえ，平成 26 年 10 月末日をもって終了するものとする。

【参考】急速充電器数の推移（福岡市内，一般開放）

平成 22 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 26 年 10 月末
1 基	16 基	26 基